

基準の注意点等について



宮崎県福祉保健部長寿介護課



内容

- ① 各種基準に関すること
- ② 各種届出に関すること



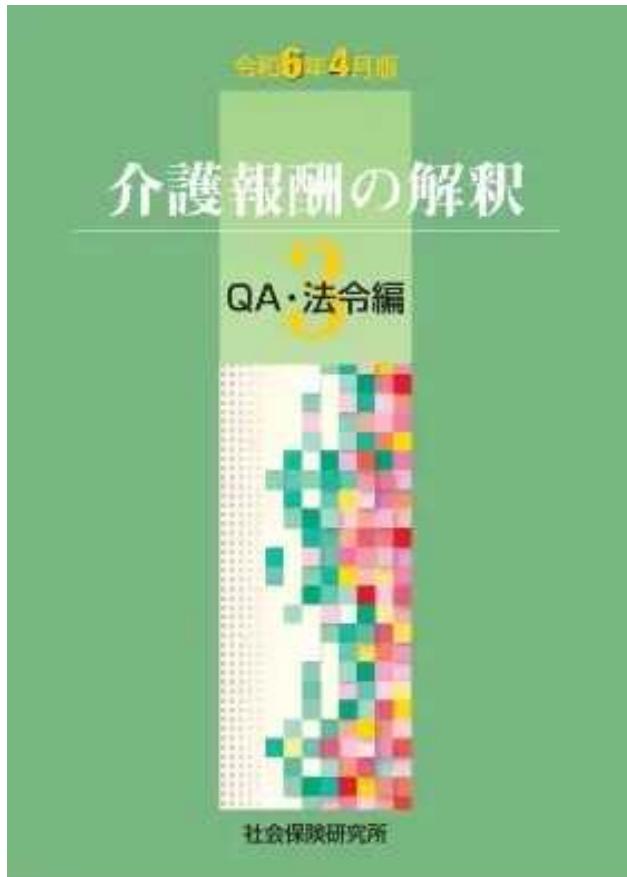
①各種基準に関すること



報酬改定に関するQ & A



報酬改定に関するQ & A



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ

介護保険最新情報掲載ページ

○介護保険最新情報の掲載一覧

令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を下記に掲載いたします。

※令和2年12月31までに発出された介護保険最新情報については、「[WAM.NET \(独立行政法人福祉医療機構HP\)](#)」をご参照ください。

○ [PDF 介護保険最新情報Vol.1327 \(ケアプランデータ連携システムの地方公共団体向けセミナー開催と直近の動向について\) \[1.2MB\]](#) (令和6年11月15日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

○ [PDF 介護保険最新情報Vol.1326 \(「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A \(Vol.11\)」の送付について\) \[307KB\]](#) (令和6年11月11日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ [PDF 介護保険最新情報Vol.1325 \(「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A \(Vol.2\)」の発出について\) \[158KB\]](#) (令和6年10月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ [PDF 介護保険最新情報Vol.1324 \(令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査 \(令和6年度調査\)への協力依頼 \(2回目\)について\) \[340KB\]](#) (令和6年10月28日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

○ [PDF 介護保険最新情報Vol.1323 \(令和7年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について \(新商品に係る分\) \) \[114KB\]](#)

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- ▶ 健康・医療
- ▼ 福祉・介護
- ▶ 障害者福祉
- ▶ 生活保護・福祉一般
- ▶ 介護・高齢者福祉
- ▶ 雇用・労働
- ▶ 年金
- ▶ 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度



業務継続計画未策定減算（全サービス共通）

※居宅療養管理指導および特定福祉用具販売を除く

問 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるか。

- ・感染症若しくは災害の**いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合**や、当該業務継続計画に**従い必要な措置が講じられていない場合**に減算の対象となる。（以下略）

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 6）（令和6年5月17日）

問 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

- ・業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「**基準を満たさない事実が生じた時点**」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・例えば、**通所介護事業所**が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、**令和6年4月から減算**の対象となる。
- ・また、**訪問介護事業所**が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、**令和7年4月から減算**の対象となる。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）

高齢者虐待防止措置未実施減算（全サービス共通）

問 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

- ・過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）

問 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

- ・改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）

虐待防止委員会及び研修（全サービス共通）

問 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけと
いうことがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければ
ならないのか。

- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、
規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業
所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられること
から、**積極的に外部機関等を活用されたい。**
- ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、**法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催**するこ
とが考えられる。
- ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様**法人内の複数事業所や他委員会との合同
開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活
用した合同開催等**が考えられる。

(次のページに続く)

虐待防止委員会及び研修（全サービス共通）

問 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけと
いうことがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければ
ならないのか。

・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。



同一建物減算（訪問系サービス（居宅療養管理指導除く））

問 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

- ・集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の一階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。
- ・従来（平成26年度まで）の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。



(次のページに続く)

同一建物減算（訪問系サービス（居宅療養管理指導除く））

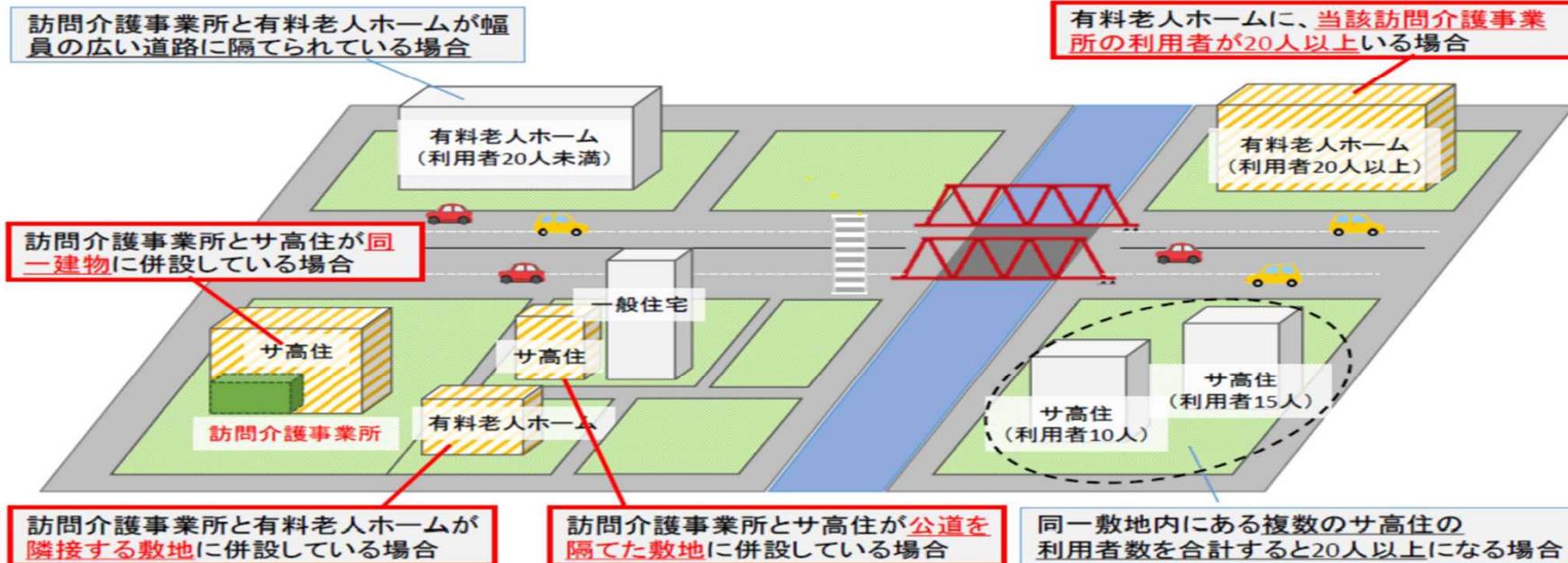
問 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

- ・今般の見直しでは、**事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価すること**とし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、**事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるもの**については、新たに、減算対象とすることとしたものである。
- ・このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。
 - 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地
 - 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

同一建物減算（訪問系サービス（居宅療養管理指導除く））

25. 集合住宅におけるサービス提供＜参考＞ 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しイメージ図（訪問介護の場合）

脚注：  減算となるもの  減算とならないもの



261

（出典：厚生労働省資料）

12

同一建物減算（訪問介護）

問9 同一建物減算についての新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超える事業所が、減算適用されることになるのは、令和5年度後期（令和5年9月から令和6年2月末まで）の実績で判断するのではなく、令和6年度前期（令和6年4月から9月末まで）の実績で判断するということでよいか。

- ・ 貴見のとおりである、令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとなる。この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。
- ・ また、令和6年度後期（10月から令和7年2月末）に90%を超えた事業所については、減算適用期間は令和7年度の4月1日から9月30日までとなる。
- ・ なお、令和7年度以降は判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を**10月1日から3月31日まで**とし、判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を**4月1日から9月30日まで**とする。



(次のページに続く)

同一建物減算（訪問介護）

(令和6年度の取扱い)

令和 6年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	令和7年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出 提出	減算 適用				→	
後期							判定期間			届出 提出	減算適用		

(令和7年度以降の取扱い)

令和 7年度	令和6年度 3月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	令和8年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出 提出	減算 適用				→		
後期							判定期間			届出 提出	減算適用			

県HP

「指定訪問介護事業所における同一建物減算の届出について」

問10 今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が 90 %以上である場合に減算適用することとされたが、 90 %以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。



- 同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となる。

中山間地域等における小規模事業所加算

(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与)

- ・「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」第一項に定められた中山間地域等に所在する事業所で、かつ、小規模事業所であると認められた事業所は、「中山間地域等における小規模事業所加算」（10%加算）の対象となる。
- ・算定にあたっては、あらかじめ届出が必要。
①事業所が対象地域内に所在していること
②小規模事業所であること
を満たせば取得できる。
- ・対象地域の確認については県HPを参照。
「介護報酬における特別地域加算及び中山間地域等の加算について(令和7年5月一部改正)」
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/chusankan_jigyosho.html
- ・小規模事業所である要件については次ページを参照。



(次のページに続く)

中山間地域等における小規模事業所加算

(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与)

《サービス種別ごとの「小規模事業所」施設基準》

前年度の4月～2月(11か月)の平均(前年度の実績が6か月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3か月の平均)で判定します。

サービス種別	「小規模事業所」の施設基準
訪問介護	<ul style="list-style-type: none">● 1月当たり延訪問回数が200回以下● 前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね200回以下(「概ね200回程度」とは400回程度を想定)※令和7年5月から追加
訪問入浴介護	1月当たり延訪問回数が 20回以下
介護予防訪問入浴介護	1月当たり延訪問回数が 5回以下
訪問看護	1月当たり延訪問回数が 100回以下
介護予防訪問看護	1月当たり延訪問回数が 5回以下

サービス種別	「小規模事業所」の施設基準
訪問リハビリテーション	1月当たり延訪問回数が 30回以下
介護予防訪問リハビリテーション	1月当たり延訪問回数が 10回以下
居宅療養管理指導	1月当たり延訪問回数が 50回以下
介護予防居宅療養管理指導	1月当たり延訪問回数が 5回以下
福祉用具貸与	1月当たり実利用者数が 15人以下
介護予防福祉用具貸与	1月当たり実利用者数が 5人以下

所要時間区分の設定（通所系サービス）

問 「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にはどのような内容なのか。

- ・通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、**通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間**によることとされている。
- ・こうした趣旨を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分でサービス提供を中止した場合に**当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよい**とした。
(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。)
- ・こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所において行われることを想定しており、限定的に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも**大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。**



所要時間区分の設定（通所系サービス）

（例）通所介護計画上 7 時間以上 8 時間未満の通所介護を行う予定であった利用者について

- ① 利用者が定期検診などのために**当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより 6 時間程度のサービスを行った場合**には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、**6 時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。**
- ② 利用者の**当日の希望により 3 時間程度の入浴のみのサービスを行った場合**には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、**3 時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。**
- ③ **当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず 2 時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2 時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。**

（※所要時間 2 時間以上 3 時間未満の区分は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、**当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。）**

- ④ **当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず 1 時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。**

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護（訪問看護）

問 減算の要件のひとつに「当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。」とあるが、この訪問回数は、訪問看護費と介護予防訪問看護費で別々で数えるのか。それとも合算して数えるのか。

- ・指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を合わせて受け、一体的に運営されている場合については**合算**して数える。
- ・同様に、緊急時（介護予防）訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算（（I）又は（II）あるいは（予防））に係る要件についても、訪問看護費と介護予防訪問看護費における双方の算定日が属する月の前6月間において、**加算の算定実績がない場合**には、所定の単位を減算する。



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 5）（令和6年4月30日）

看護体制強化加算（（介護予防）訪問看護）

問 仮に7月に算定を開始する場合、届出の内容及び期日はどうなるか。

- ・看護体制強化加算の算定にあたっては「算定日が属する月の前6月間」において特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算出する必要がある。
- ・仮に、7月に算定を開始する場合は、**6月15日以前に届出を提出する必要がある**ため、**6月分は見込み**として1月・2月・3月・4月・5月・6月の6月間の割合を算出することとなる。
- ・なお、6月分を見込みとして届出を提出した後に、加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	15日以前に届出が必要。届出以降分は 見込みで割合を算出 する。	算定月

医師又は歯科医師の指示（居宅療養管理指導）

問 居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えばよいか。

- ・指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き、**診療状況を示す文書、処方箋等（メール、FAX等でも可）**（以下「文書等」という。）に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、**指示を行った旨がわかる内容及び指示期間（6月以内に限る。）**を記載すること。ただし、指示期間については、1か月以内（薬剤師への指示の場合は処方日数（当該処方のうち最も長いもの）又は1か月のうち長い方の期間以内）の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。
- ・なお、**医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できないことに留意すること。**



単一建物居住者の人数の考え方について（居宅療養管理指導）

問 同一の建築物において、認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。

同一の建築物において、**ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合には**、次のとおり、認知症対応型共同生活介護事業所とそれ以外で区別し、居宅療養管理指導費を算定する。

(次のページに続く)



単一建物居住者の人数の考え方について（居宅療養管理指導）

問 同一の建築物において、認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。

① 当該建築物のうち**認知症対応型共同生活介護事業所**については、それぞれの**ユニット**において、居宅療養管理指導費を算定する人数を、**单一建物居住者の人数**とみなす。ただし、1つのユニットで1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合には、利用者ごとに「单一建物居者が1人の場合」の区分で算定する。

② 当該建築物のうち**認知症対応型共同生活介護事業所以外**については、認知症対応型共同生活介護事業所で居宅療養管理指導を実施する人数を含め、**当該建築物で居宅療養管理指導を実施する人数を单一建物居住者の人数**とする。

ただし、当該建築物で1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合は、利用者ごとに「单一建物居者が1人の場合」の区分で算定する。

また、「当該建築物で居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合」又は「当該建築物の戸数が20戸未満であって、居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合」については、利用者ごとに「单一建物居住者1人に対して行う場合」の区分で算定する。

看護職員の配置（通所介護）

問 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

- ・**健康状態の確認を行うために要する時間**は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、**利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。**
- ・また、**事業所に駆けつけることができる体制**に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから**適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていること**になる。



リハビリテーション計画書等の様式例について（訪問・通所リハ）

問9「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示されたリハビリテーション計画書の様式について、所定の様式を活用しないとリハビリテーションマネジメント加算や移行支援加算等を算定することができないのか。

様式は標準例をお示ししたものであり、**同様の項目が記載されたものであれば、各事業所で活用されているもので差し支えない。**

リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知

- [PDF リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について【732KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式1-1\) リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書\(通所系\)【22KB】](#)
- ・ [X \(記載例\)【28KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式1-2\) リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書\(施設系\)【22KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式1-3\) 個別機能訓練・栄養・口腔に係る実施計画書\(通所系\)【21KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式1-4\) 個別機能訓練・栄養・口腔に係る実施計画書\(施設系\)【21KB】](#)
- ・ [W \(別紙様式2-1\) 興味・関心チェックシート【20KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式2-2-1、2-2-2\) リハビリテーション計画書【49KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式2-3\) リハビリテーション会議録\(訪問・通所リハビリテーション\)【14KB】](#)
- ・ [PDF \(別紙様式2-4\) リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票【142KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式2-5\) 生活行為向上リハビリテーション実施計画【13KB】](#)
- ・ [PDF \(別紙様式2-6\) 診療情報提供に係る文書【1.1MB】](#)
- ・ [PDF \(別紙様式2-7\) ケアマネジメント連絡用紙【979KB】](#)
- ・ [PDF \(別紙様式2-8\) <リハビリテーションマネジメント>アセスメント上の留意点【876KB】](#)
- ・ [W \(別紙様式3-1\) 興味・関心チェックシート【20KB】](#)
- ・ [W \(別紙様式3-2\) 生活機能チェックシート【22KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式3-3\) 個別機能訓練計画書【26KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式4-1-1、4-1-2\) 栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング\(施設\) \(様式例\)、栄養ケア・経口移行・経口維持計画書\(施設\)\(様式例\)【54KB】](#)
- ・ [X \(別紙様式4-2\) 栄養情報提供書\(様式例\)【17KB】](#)

(参考)

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html



12月減算（介護予防訪問・通所リハ）

問 介護予防訪問・通所リハビリテーションの利用が12月を超えた際の減算（12月減算）を行わない場合の要件について、いつの時点で要件を満たしていれば、当初から減算を行なうことができるのか。

- ・リハビリテーション会議については、**減算の適用が開始される月(12月を超えた日の属する月)**にリハビリテーション会議を行い、継続の必要性について検討した場合に要件を満たす。
- ・厚生労働省への LIFE を用いたデータ提出については、**減算の適用が開始される月の翌月10日までにデータを提出した場合**に要件を満たす。



科学的介護情報システム（LIFE）のデータ提出について（通所系サービス）

問4 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

「やむを得ない場合」とは以下のような状況が含まれると想定される。

- ・ 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかつた場合
- ・ 全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかつた場合
- ・ システムトラブル等により情報の提出ができなかつた場合

(次のページに続く) 

科学的介護情報システム（LIFE）のデータ提出について（通所系サービス）

問4 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

やむを得ない「システムトラブル等」には以下のようなものが含まれる。

- ・ LIFE システム本体や介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
- ・ 介護ソフトのバージョンアップ（LIFE の仕様に適応したバージョンへの更新）が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
- ・ LIFE システムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合

等のやむを得ない場合においては、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。ただし、情報の提出が困難であった理由については、介護記録等に明記しておくる必要がある。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について（訪問系サービス）

別紙

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めています。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によつては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

警察庁 交通局 交通規制課

○訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼） (令和6年3月22日付警察庁丁規発第38号)

- 訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能
- 都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めている。
- 「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれている
- 緊急やむを得ない場合の申請

詳細については、管轄の警察署にお問い合わせください。



②各種届出に関すること



変更届について

①の項目にあてはまる変更事項があるか

②の該当するサービスに○があるか

③の記載内容から添付書類が必要か

④の留意事項を確認

(参考) 変更届への標準添付書類一覧

① 項目	変更届への標準添付書類	留意事項	② 訪問介護 (予防)	訪問入浴 (予防)	訪問看護 (予防)	訪問リハ (予防)	居宅療養
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	- ③	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	④	○ ○ ○ ○ ○ ○			
申請者（開設者）の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○ ○ ○ ○ ○ ○				
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○ ○ ○ ○ ○ ○				
事業所の種別等	-		- - ○ ○ ○ ○				
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	-		- - - - - -				
事業所の平面図	・平面図（1の参考様式2／2の参考様式3）		○ - ○ ○ ○ ○				
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	・平面図並びに設備及び備品の概要（1の参考様式2、3）		- ○ - - - -				
利用者・入所者等の推定（予定）数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○ ○ ○ ○ ○ ○				
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	-	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。)	- ○ - ○ ○ ○				
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写し（「病院・診療所の使用許可証等の写し」を申請時に添付している場合は、不要）	同上	- - ○ - - -				
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【サービス提供責任者の変更の場合】 ・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【管理者】 ・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。) 【サービス提供責任者】 サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○ - - - - -				
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数 運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】 協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し ・変更後の運営規程 ・左記の変更内容がわかるもの	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	○ ○ ○ ○ ○ ○				

県HP 「介護保険サービス事業者の各種届出について」からダウンロード可能

変更届について

別紙様式第一号(五)

変更届出書

年 月 日

知事(市長)殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所等	介護保険事業所番号	□□□□□□□□
	法人番号	□□□□□□□□
	名称	□□□□□□□□
	所在地	□□□□□□□□
サービスの種類	□□□□□□□□	
変更年月日	年 月 日	
変更があった事項(該当に○)	変更の内容	
事業所(施設)の名称	(変更前)	
事業所(施設)の所在地	□□□□□□□□	
申請者の名称	□□□□□□□□	
主たる事務所の所在地	□□□□□□□□	
法人等の種類	□□□□□□□□	
代表者(開拓者)の氏名、生年月日、住所及び職名	□□□□□□□□	
委託事項明細書・条例等 (当該事項に関するものに限る。)	□□□□□□□□	
共生型サービスの該当有無	□□□□□□□□	
事業所(施設)の施設の構造及び専用区画等	□□□□□□□□	
備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)	□□□□□□□□	
利用者の推定数	□□□□□□□□	
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)	□□□□□□□□	
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)	
運営規程	□□□□□□□□	
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	□□□□□□□□	
事業所の種別	□□□□□□□□	
提供する居宅介護看護指導の種類	□□□□□□□□	
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床型・併設型の別)	□□□□□□□□	
利用者、入所者又は入院患者の定員	□□□□□□□□	
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)	□□□□□□□□	
併設施設の状況等	□□□□□□□□	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	□□□□□□□□	

備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かることで記入してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の「変更前」と「変更後」欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かることで記入してください。

【提出先】

福祉系サービス→長寿介護課（2部）

医療系サービス→所管の保健所（3部）

※電子申請・届出システムによる提出可

【提出期限】

変更が生じた日から10日以内

様式データは、

県HP

「介護保険サービス事業者の各種届出について」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>



休・廃止届について

別紙様式第一号(七)

廃止・休止届出書

年　月　日

知事(市長)殿　　所在地

申請者　名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業所番号	██████████
法人番号	██████████
名称	██████████
所在地	██████████
サービスの種類	██████████
廃止・休止の別	廃止　・　休止
廃止・休止する年月日	年　月　日
廃止・休止する理由	██████████
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	██████████
休止予定期間	休止日　～　年　月　日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出でください。

【提出先】

福祉系サービス→長寿介護課（2部）

医療系サービス→所管の保健所（3部）

※電子申請・届出システムによる提出可

【提出期限】

休止又は廃止の日の一月前まで

様式データは、
県HP

「**介護保険サービス事業者の各種届出について**」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>

介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

別紙2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

- ・事業所情報を記入する。

介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

別紙1-1及び1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

(別紙1-1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）



介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

「添付書類」※体制届データ内タブ

添付資料一覧

※添付資料の指示のないものは、添付書類不要です（個別に書類提出のお願いを差し上げる場合があります）。

※後日、追加で添付書類をいただくことがあります。

サービス種別	その他該当する体制等	添付書類
□ 訪問介護	通院等乗降介助	運輸(支)局からの有償運送許可書等の写し (介護報酬の外に利用者から対価を得る場合)
	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	別紙8、各要件を満たすことが分かる根拠資料
	特定事業所加算	別紙9～9－5、資格証(写)、各要件を満たすことが分かる根拠資料
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	別紙10
	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	口腔連携強化加算	別紙11
	認知症専門ケア加算	別紙12
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
□ 訪問入浴介護	介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5
	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	認知症専門ケア加算	別紙12
	看取り連携体制加算	別紙13
	サービス提供体制強化加算	別紙14、資格証(写)、別紙64
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
□ 介護予防訪問入浴介護	介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5
	中山間地における小規模事業所加算	別紙60
	認知症専門ケア加算	別紙12
	サービス提供体制強化加算	別紙14、資格証(写)、別紙64
	介護職員処遇改善加算 等	【県HP参照】届出書（計画書、キャリアパス要件等届出書）
	介護給付費の割引に係る割引率の設定	別紙5

・取得する加算に対して必要な添付書類をまとめています。

・一覧表に記載がない加算については、添付書類の提出不要です。

・状況に応じて、一覧表に記載されていない書類を求めることがあるのでご了承ください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届について（体制届）

【提出先】県長寿介護課（1部）

※電子申請・届出システムによる提出可

※事業所で控えを保管しておいてください。

【提出期限】

算定開始月の前月15日まで。

※上記期限は居宅サービスの場合。施設サービスは算定開始月の初日まで。

※加算が算定されなくなる場合は届出を速やかに提出し、加算算定がされなくなる事実が発生した日から当該加算の算定を行わない。

様式データは、県HP

「介護保険サービス事業者の各種届出について」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>

